

「令和7年台風第15号における災害対応の在り方に関する 有識者検討会」設置要綱

(静岡県危機管理部危機政策課)

(目的)

第1条 令和7年台風第15号の対応について、今後の災害対応に向けた改善を図ることを目的に、危機管理に精通した有識者で構成される「令和7年台風第15号における災害対応の在り方に関する有識者検討会（以下「検討会」という。）」を設置する。

(職務)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 発災後の初動対応時における危機管理体制（状況把握、情報共有、情報発信）に関すること
- (2) その他災害対応力の向上に関すること

(組織)

第3条 検討会は、3名以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者を知事が委嘱する。

- (1) 県危機管理行政に精通した者
- (2) リスクコミュニケーションに精通した者
- (3) 自衛隊OBで且つ市町危機管理行政に精通した者

3 検討会は必要に応じて部会を設置することができる。

(会長)

第4条 検討会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があったときは、あらかじめ指名された者がその職務を代行する。

(会議等)

第5条 検討会は、会長が招集して開催する。

- 2 前項の検討会は、原則として非公開とする。
- 3 県危機管理部職員は検討会に参加し、意見を述べ、提案することができる。

(手当等の支給)

第6条 第2条の職務に基づく検討会に対する手当は「特別職の職員等の給与等に関する条例」等を考慮し、予算の範囲内で支給するものとする。

2 第2条の職務遂行に要した旅費は、「静岡県職員の旅費に関する条例」に準ずるものとする。

(庶務)

第7条 危機政策課に検討会事務局を置き、庶務の処理を行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月12日から施行する。